

令和5年3月23日
101会議室

令和5年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和5年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年3月23日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時28分

休憩① 午後 2時22分～午後2時24分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

小林 章子 小柳 郁美

署名委員 小柳 郁美

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉 主任指導主事 寺田 良太

総務指導課長 片山 伸哉 教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第8号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第9号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第11号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第12号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第13号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第14号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について
- (7) 議案第15号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第16号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第17号 立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第18号 教育委員会職員の人事異動について

2 協議

- (1) 若葉図書館の臨時休館について
- (2) 若葉会館の臨時休館について

3 報告

- (1) 砂川学習館の休館について
- (2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

4 その他

令和5年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和5年3月23日

101会議室

1 議案

- (1) 議案第8号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第9号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第10号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (4) 議案第11号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第12号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第13号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について
- (7) 議案第14号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第15号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第16号 立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第17号 教育委員会職員の人事異動について

2 協議

- (1) 若葉図書館の臨時休館について
- (2) 若葉会館の臨時休館について

3 報告

- (1) 砂川学習館の休館について
- (2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和5年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 はい、承知しました。

○栗原教育長 よろしくお願いいいたします。

本日は、議案10件、協議2件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。

1議案(10)議案第17号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので、非公開として取扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 それでは、1議案(10)議案第17号、教育委員会職員の人事異動については、4その他終了後に非公開として取り扱います。

次に出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いをいたします。

○齋藤教育部長 本日第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、寺田主任指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第8号 立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第8号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第8号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。第10条に規定しております会議の時間でございます。教育委員会の会議の終了時間につきましては、これまで午後4時までと規定しておりましたが、過去に午後4時を過ぎる会議時間がございました。議題によっては、時間をかけて審議する必要がございますので、会議時間を午後5時までに改めるものでございます。

また、第21条以降につきましては、こちらは内容の変更ではなく、文言の整理をするものでございます。

2ページ目になりますが、今回の改正内容の施行日は、令和5年4月1日からとなっております。

説明は以上となります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第8号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(1)議案第8号、立川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第9号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(2)議案第9号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第9号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正は、教育委員会事務局の組織について、令和5年4月1日付で改正するものでございます。

まず、1ページ目をご覧ください。第3条の第4項の改正になります。こちら、教育委員会事務局への主任指導主事の設置を削除するものでございます。こちらは、人事に伴う改正となるため、後ほど非公開でご審議いただく議案第17号、教育委員会職員の人事異動のほうでご説明させていただきます。

第4条の事務分掌のところでございます。まず、教育支援課で行っている事務分掌、特別支援教育に係る補助に関すること、この事務について、現在管理係で行っておりますが、こちらを就学相談係に移行するものでございます。

もう一点でございます。こちら、裏面の2ページをご覧ください。

令和5年4月から、共同調理場校における給食費の公会計化が始まります。そのため、学校給食課管理係の事務分掌に、当該公会計化に係る事務を規定するものでございます。

こちらの改正内容の施行日は、令和5年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第9号、立川

市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(2)議案第9号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第10号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 それでは、1議案(3)議案第10号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第10号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

今回の改正は、先ほど議案第9号にてご説明しました教育委員会事務局の組織改正に伴い、主任指導主事を削除するため、この2つの規程についても当該名称の削除を行う改正でございます。施行日も同様に令和5年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第10号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(3)議案第10号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第11号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1議案(4)議案第11号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第11号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。こちら、市の職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げることに伴い、再任用短時間勤務職員が廃止となります。新たに定年前再任用短時間勤務職員を設けることとなることとなります。そのため、当該職員の名称を規定しております教育委員会職員の勤務時間等に関する規程について、一部改正を行うものでございます。

今回の改正内容の施行日は、令和5年4月1日からとなっております。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第11号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第11号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第12号 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1議案(5)議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

こちら、議案第11号でご説明しました市の職員の定年延長に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務職員を設ける改正となっております。

施行日は同様に令和5年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号、立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第13号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

○栗原教育長 続きまして、1議案(6)議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、ご説明いたします。

小学校教科用図書の採択に関しましては、関係法令に基づいて進めてまいります。また、3番にお示ししたとおり、採択を決めるに当たっては、各教科の研究部会を設置し、研究部会の基礎研究に基づいて調査書を作成し、検討委員会でそれらを基に検討を行い、報告書にまとめてまいります。教育委員の皆様におかれましては、この報告書に基づいて、検討、協議をしていただき、採択を行うといった形で進めさせていただきます。

また、おめくりいただきまして、7番にございます見本本の展示についてですが、市役所と中央図書館で行う予定でございます。さらに、各校への巡回展示も行う予定です。

今回も適正な採択となるよう努めてまいりますので、基本方針についてご承認くださいますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 念のためというか、当然、ここにも書いてあるんですけども、8の教科書採択に係る文書の公開の1番の中に、検討委員会及び研究部会の開催日、それから構成員、報告書、会議録等は、教育委員会が教科書採択を議決した、決まった後でなければ公開しないとあります。当然のことですけれども、私たちが記憶に新しいところで、とてもショッキングな出来事がありましたので、厳正にこのとおり実施していただければというふうをお願いいたします。

以上です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 石本委員ご指摘のとおり、他府県におきましては、教科書採択において適正ではない行為の報道等がなされておりますので、本市におきましては、適正な採択がされますよう、最善を尽くしてまいります。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 3枚目の6、検討委員会への市民参加の部分なんですけれども、(1)で市立小学校PTA連合会の推薦委員ということなんです、これは、立川市の小学校のPTAの中から2人以上ということで、合っていますでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 小柳委員がご指摘のように、立川市立小学校のPTAの中から推薦をいただくということになっております。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 PTAのある学校の中から2人ということだと、今、PTAのある学校とない学校とあるので、PTAがある学校は発言できるけれども、PTAがない学校は発言できないというのは、公平ではないということはないでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 説明がならず、申し訳ございません。各学校、PTAのある学校から2人ということではなくて、市内全体の小学校のPTAの中から代表で2名ということで、PTAの設置している学校から委員を選出するというものではございません。

○栗原教育長 確認ですけれども、以前は全ての小学校、中学校にPTA組織がございましたけれども、今、PTA組織を解散する小学校も出てきています。そういった学校からも、委員として推薦が上がってくる可能性があるということでもよろしいでしょうか。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 保護者というところでは同じでございますので、可能性としてはあるというふうに認識しております。

また、一方で、こちらはPTA以外にも、(2)に公募によるというところがございますので、PTAが設置されていない学校の保護者の方におかれましては、こちらのほうに応募されてくる可能性もあるかというふうに認識しております。

いずれにしても、この公募委員だけではなく、教員も採択に関わっていきますので、保護者の方のご意見、お考え、お声なども吸い上げられるように、こちらからも周知してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、よろしいですか。

○小柳委員 はい、ありがとうございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 最終的に、教育委員会の会議の中で協議されるかと思うんですけれども、私は、過去に3回、小・中合わせて採択の経験がありますが、それぞれにやり方がちょっと微妙に違っていたりしたので、今回の進め方を、またご検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○栗原教育長 今回の小林委員からの意見について承知いたしました。

すぐに始まるということではございませんけれども、私どもがどういう審査をするかということにつきましても、教育委員会の中、またはいろいろ機会を設けた中でご説明をしてまいりたいというふうに考えております。

ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ほか、質疑ないようにございます。それではお諮りいたします。議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(6)議案第13号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、は承認されました。

◎議 案

(7) 議案第14号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(7)議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

特別な事情により緊急的に市内に避難した児童・生徒の保護者が、立川市特別支援教育就学奨励費を申請できるよう、対象者の住所要件を変更するため、また、学校給食費の公会計化に伴い、条文及び様式を改正するほか、必要な文言整理をしております。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 第8条のところで、基本的な質問で申し訳ないですが、教えてください。

8条で、第1項、2項、3項が改正前のほうに載っていて、略となっています。改正後のほうで、1項、2項、4項が略なので、第3項は、これは新しく追加になるということでしょうか。それで、あと第5項と第6項も追加になるということで、附則のところで、1行目の真ん中頃に、第8条に2項を加える改正規程はって書いてあるんですけども、この2項というのは、読めば第5項と第6項というふうに分かるんですけども、追加になっているのが3項あるので、これ、第8条に2項を加えるということで、第5項と第6項だということが分か

るのか、ちゃんと第5号、第6項と書かなくていいのかというのを、疑問に思ったんですが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いいたします。

○鈴木教育支援課長 すみません、こちらは3項という形で修正させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○栗原教育長 皆さんにお知らせをいたします。

大変申し訳ございません。改正の規則に一部誤りがあり、裏面の附則の下線が引かれているところ、「この規則は、交付の日から施行する。ただし」以降で、第8条に追加で、今小林委員が指摘したとおり3項追加がありますので、この追加された全てのものが、下の(1)、(2)でそれぞれの区分に応じて施行する日が異なるという、そういう取扱いで条文を読ませていただきますので、第8条に3項を加えるという形で修正をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 公表されるのは改正部分だけで、この附則というのは改正後のものにつくものですよね。そうすると、3項を加えるといっても、どの3項かが分からないのではないかと思います。改正前と比べないと分からないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いします。

○鈴木教育支援課長 附則については、この3項を加えるということ自体のご説明をさせていただくものなので、このような表記ということでもよろしいかと思います。

○栗原教育長 小林委員からのご指摘ももっともなんですが、このような表記をすることとなっているということです。

貴重なご意見、ご指摘、ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか、質疑ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は、先ほど申し上げました附則について一部を修正した上で、提案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(7)議案第14号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(8) 議案第15号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(8)議案第15号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

- 鈴木教育支援課長 議案第15号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

1ページお開きいただきまして、申込みと、あと退級届ということで、このことについて、退級届のところを、以前は申込書でございましたけれども、退級届という形で修正をさせていただきます。それ以外は、規則の文言、様式の整理を行うものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

- 栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りいたします。議案第15号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(9) 議案第16号 立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について

- 栗原教育長 続きまして、1議案(9)議案第16号、立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

- 鈴木教育支援課長 議案第16号、立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、7条の改正前、改正後を見ていただきまして、退室申込書から退室届という形に修正をしたいと考えてございます。それ以外については、文言、様式の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

- 栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 1つ初歩的な質問になってしまうかと思うんですけれども、1枚目の下線が引いてある立川市特別支援教室入退室審査会、こちらが改正後で、改正前は立川市特別支援教室入退室判定審査会ですが、この差は判定があるかないかだと思うんですけれども、これが抜けると何が違うんですか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いいたします。

○鈴木教育支援課長 実質の中身自体は変わってございません。改正前は判定するという意味が込められてはいたんですが、実際、新たに訂正させていただきます審査会も、判定を行っていきます。いわゆる文言の整理という捉え方をさせていただけると有り難く思います。

以上でございます。

○栗原教育長 今、鈴木教育支援課長が申し上げたとおり、事務自体は大きく変わるものではないでございます。ただ、判定という言葉自体が適切でないとは言い切れませんが、審査はしますけれども、そこで全てを決めるということではなく、あくまでもその児童・生徒に適した教室等を審査し、最終的には保護者の意向等を踏まえた中で、入退室というのが決まってくるので、判定するという、断定する言葉は避けるということで、ここを規則上から除いたということです。ただ、こちらで行う審議内容等については、実質的に大きな変化はないということでご理解いただければよろしいと思います。

ほかはありますでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 まず確認をさせていただきたいんですけれども、入室は当然希望があるから、いろんな調査もして、審議して、適切かどうかということの話になっていくと思うんですけれども、退室の届けが出たときは、審議の上、場合によっては、保護者に対して、退室のご希望は出ていますけれども、それでよろしいんでしょうかというような話をされるということでしょうか。

○栗原教育長 片山統括指導主事、お願いいたします。

○片山統括指導主事 今年度から、この入退室の審査会につきましては、退室は報告をもって認めるという形に変更しております。ですから、保護者のほうから学校に退室の申出があります。そして、学校と退室について検討をして、合意形成を図った上で、この審査会に退室の報告があります。この審査会では、あくまで退室というところで、それを妨げるものではないというところで認識していただければと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑はないようでございます。それではお諮りをいたします。議案第16号、立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(9)議案第16号、立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 若葉図書館の臨時休館について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)若葉図書館の臨時休館について、に入ります。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、若葉図書館の臨時休館につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年12月補正でお認めいただきましたPAS（気中負荷開閉器）と高圧引込ケーブルの入替作業を実施するにあたり停電となるため、立川市図書館条例第6条の規定に基づき、臨時休館するものであります。

臨時休館期間は、令和5年4月22日土曜日及び23日日曜日の2日間となります。

休業する業務は、指定管理者が行う図書館業務の全てとなります。

広報たちかわ、図書館ホームページ、図書館ツイッター、場内掲示、図書館で配布するカレンダー等で周知を図ってまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 図書館が臨時休館になるというのは、何回かあるかと思うんですけども、周知がされていても、それを知らないで来てしまった人に対する対応というのは、何かあるんでしょうか。今回は停電ということで、電気もつかないので、どなたも図書館の中にはいらっしやらないという状況になるんでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 作業自体は土曜日、22日に実施しまして、23日は予備日となります。両日も、小林委員が指摘された事案が発生する可能性がありますので、指定管理者におきましては、必ず1人以上は待機して、そうした苦情対応に当たるようにということで指示しております。

また、図書館の巡回便といいまして、市内各図書館の本を返却、集配する車があるんですけども、この業務は執り行いますので、必ず職員が1人以上は来ている状態になっていますので、そうした職員たちが、休館を知らなくて来られた利用者の方に対応することになっております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。電気もつかない中でのお仕事も大変かと思っておりますけれども、知らないで来てしまった方への対応ということも大事かと思っております。

それで、つい数日前に、私も知らないで行ってしまって、立川ではなく大宮だったんですけども、わざわざそこまで行ったのに休館ということだったので、すごくがっかりしました。

掲示がしてありまして、その理由も書いてありました。そして、対応してくださる方もい

たんですけれども、ホームページに載っていますというぐらいの、すごく素っ気ない対応だったので、苦情や文句ではなく、せっかく行ったのにやっていなかったという、すごくがっかりしてしまう気持ちを分かってもらいたいということのほうが強いので、対応される場合は、苦情というふうには受け取らないで、せっかく来ていただいたのに申し訳ありませんというような気持で、ぜひ対応していただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○栗原教育長 その旨、指定管理者のほうに伝えてまいります。

ほかいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 では、ほか質疑はないようでございます。それではお諮りします。協議(1)若葉図書館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(1)若葉図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎協 議

(2) 若葉会館の臨時休館について

○栗原教育長 それでは、2協議(2)若葉会館の臨時休館について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、若葉会館の臨時休館について、説明いたします。

先ほどの池田図書館長からの説明のとおり、若葉図書館においてPASコード入替作業を実施するにあたりまして、施設の2階にございます当センター所管の若葉会館も停電となるため、立川市学習等供用施設条例第4条の第1項ただし書の規定に基づき、若葉会館を、令和5年4月22日土曜日、23日日曜日、2日間臨時休館といたします。

周知につきましては、広報たちかわ3月25日号や市ホームページ、また館内等への掲示等で行ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。それではお諮りします。協議(2)若葉会館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(2)若葉会館の臨時休館について、は承認されました。

◎報 告

(1) 砂川学習館の休館について

○栗原教育長 続きまして、3報告(1)砂川学習館の休館について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、砂川学習館の休館について、ご報告いたします。

立川市砂川学習館につきましては、令和5年2月24日開催の第4回教育委員会定例会でご報告させていただきましたとおり、現施設を解体し、新たに砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設として整備するため、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、終期のほうはまだ予定でございますが、休館いたします。

周知につきましては、広報たちかわ、3月25日号や市ホームページ、施設予約システム、管内の掲示等で行ってまいります。

なお、立川市地域学習館条例の扱いでございますが、令和5年3月15日開催の立川市議会本会議最終日に、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例が議決されました。これにより、別表にある砂川学習館が削除となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。これで3報告(1)砂川学習館の休館について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について

○栗原教育長 続きまして、3報告(2)砂立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 最初に、直前で議題差替え、資料の差替えが起きたことにつきまして、おわびいたします。

立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更につきまして、報告いたします。

今回の変更点は、地域学習館の還付申請書の注意事項の削除が主な変更事項でございます。

こちらにつきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び立川市個人情報保護条例が廃止となり、根拠条例がなくなったため、これを削除するものでございます。併せて文言整理、「ご記入ください」というのを「記入してください」に改めるものでございます。

なお、この注意事項3を削除することによって、個人情報について注意事項からは削除されましたが、申請を受けた個人情報については、今までどおり適正に管理してまいります。

なお、様式の変更の期日は、令和5年4月4日からといたします。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 注意事項のところの個人情報保護に関する内容は削除されるということで、条例がなくなったからという話ですけれども、全く個人情報について触れなくていいのでしょうか。国の法律だとかで根拠があるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 こちらの文言を消したということでございますけれども、ほかの申請書でございまして、記載はございません。個人情報は重視するのが当たり前の話でございまして、その旨も説明をしております。当然のごとく、私どもは守秘義務を課されてございますので、そこはしっかり説明していきたいと思っております。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。これで報告(2)立川市地域学習館条例施行規則の様式の変更について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

続きまして、1議案(10)議案第17号、立川市教育委員職員の人事異動について、に入ります。

会議の冒頭で、本案件については非公開として取り扱うことと決定しております。

傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時22分休憩

午後2時24分再開

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第7回定例会は、令和5年4月13日木曜日、13時30分から210会議室で開催いたします。

これもちまして、令和5年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時28分

署名委員

.....

教育長